

手続名称  
温泉掘削許可申請

注意事項

【環境審議会温泉部会の年間開催予定】

年度によっては、開催時期が前後する可能性がありますので、ご注意ください。

開催予定月	申請書提出期限
6月	4月下旬
10月	8月下旬
2月	12月下旬

受付窓口

条件	受付窓口
北九州市、福岡市、久留米市の場合	環境部自然環境課環境影響審査係
上記以外	所在地を所管する各保健福祉環境事務所 地域環境課（環境課）

問い合わせ先

機関・課名等	所在地	電話番号	FAX 番号	所管地域
環境部自然環境課 環境影響審査係	〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号	092 (643) 3368	092 (643) 3222	北九州市、福岡市、久留米市
筑紫保健福祉環境事務所 地域環境課	〒816-0943 大野城市白木原 3 丁目 5 番 25 号 筑紫総合庁舎	092 (513) 5611	092 (513) 5586	筑紫野市、春日市、大野城市、 太宰府市、糸島市、那珂川市
宗像・遠賀保健福祉環境事 務所 地域環境課	〒811-3436 宗像市東郷 1 丁目 2 番 1 号 宗像総合庁舎	0940 (36) 2475	0940 (36) 2592	中間市、宗像市、古賀市、 福津市、糟屋郡、遠賀郡
嘉穂・鞍手保健福祉環境事 務所 地域環境課	〒820-0004 飯塚市新立岩 8 番 1 号 飯塚総合庁舎	0948 (21) 4975	0948 (23) 4162	直方市、飯塚市、田川市、 宮若市、嘉麻市、鞍手郡、 嘉穂郡、田川郡
北筑後保健福祉環境事務所 (久留米分庁舎) 環境課 地域環境係	〒839-0861 久留米市合川町 1642 番 1 久留米総合庁舎	0942 (30) 1052	0942 (37) 1973	小郡市、うきは市、朝倉市、 朝倉郡、三井郡
南筑後保健福祉環境事務所 (八女分庁舎) 地域環境課	〒834-0063 八女市本村 25 八女総合庁舎	0943 (22) 6963	0943 (23) 7424	大牟田市、柳川市、八女市、 筑後市、大川市、みやま市、 三潴郡、八女郡
京築保健福祉環境事務所 環境課 地域環境係	〒824-0005 行橋市中央 1 丁目 2 番 1 号 行橋総合庁舎	0930 (23) 9050	0930 (23) 4880	行橋市、豊前市、京都郡、 築上郡

□ 申請に際しての注意事項

- (1) 申請後、掘削地点の変更はできませんので、場所の選定は慎重にしてください。
- (2) 掘削地点、掘削深度、口径などを変更するときは、新たな許可が必要となる場合がありますので、事前に受付窓口に相談してください。
- (3) 掘削地点ごとに許可が必要です。同一地番内の掘削であっても、掘削地点ごとに申請してください。

□ 提出書類

提出書類名称	備 考
温泉掘削許可申請書	
温泉の具体的利用計画	
申請地点を記載した地形図	縮尺5万分の1程度
申請地周辺の見取図	申請地から半径200mの円を記載し、その範囲内に既存の源泉がある場合は、その源泉の位置及び可燃性天然ガスの発生状況等並びに申請地点との距離を記載した地図
地積図（字図）	申請地点を記載したもの
複数の地点及び敷地境界から掘削口の位置を測量した図面	工事等によって動かないものを起点とすること ※地積図（字図）と兼用可
掘削孔仕上断面図	掘削径のほか、ケーシングパイプの内径、外径を記載すること
設備の配置図及び主要な設備の構造図	
温泉法施行規則第1条の2各号に基づく技術基準に適合することを証する書面	様式第1号の2
掘削時災害防止規程	温泉法施行規則第1条の2第10号に掲げる事項を定めた規定
申請者が温泉法第3条第2項に規定する権利を有することを証明する書類	(1) 掘削しようとする土地の登記事項証明書 (2) 掘削しようとする土地を申請者以外の者が所有する場合にあっては、土地所有者の承諾書、又は土地利用に関する契約書及び土地所有者の印鑑証明書 (3) 申請地点が自然公園法、農地法、河川法、森林法その他の法令により掘削の制限を受けている場合にあっては、その規制が解除されていること又は解除される見込みであることを証明する書類
誓約書	申請者が温泉法第4条第1項第4号から第6号までに該当しない者であることを誓約する書面
同意書	申請地から半径200m以内に既存の源泉があるときは、その源泉の所有者の同意書